

# **Press Release**

大臣官房統計情報部社会統計課 課 長 篠原 一正

課長補佐 越路 幹男 (担 当) 社会福祉統計第一係

(電話代表) 03 (5253) 1111

内線 7552

(ダイヤルイン) 03 (3595) 2919

## 平成20年

# 社会福祉施設等調査結果の概況

## 目 次

調	査の	)概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
結	果の	機要	
I	施	直設の状況	
	1	施設数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	定員・在所者数・在所率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3	職種別常勤換算従事者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4	保育所の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	5	児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	6	障害者(児)関係施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	7	老人関係施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
Π	障	<b>賃害福祉サービス等事業所の状況</b>	
	1	事業所数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
	2	利用状況	14
	3	職種別常勤換算従事者数	16
統	, .	十 表	17
用	語の	D定義 ······	25

平成 2 0 年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。 アドレス (http://www.mhlw.go.jp/)

## 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の対象及び客体

施 設 票:3、4 ページに掲げる社会福祉施設等(86 種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。) を客体とした。

障害福祉サービス等事業所票:障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所 (15 種類)及び相談支援事業所を対象とし、その全数(休止中の 事業所を含む。)を客体とした。

	調査対象施設·事業所数	集計施設・事業所数
施設票		
生活保護法による保護施設	304	300
老人福祉法による老人福祉施設	9 854	9 236
障害者自立支援法による障害者支援施設等 2)	2 909	2 898
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 3)	974	972
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 3)	3 316	3 315
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設 3)	786	782
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	377	374
売春防止法による婦人保護施設	49	48
児童福祉法による児童福祉施設	34 008	33 431
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	70	69
その他の社会福祉施設等	10 663	10 353
障害福祉サービス等事業所票		
障害福祉サービス等事業所 4)	28 242	22 266

- 注: 1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。
  - 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
  - 3) 障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
  - 4) 障害福祉サービス等事業所は、郵送により調査を実施したものであり、調査対象施設・事業所数は調査票配付事業所数から 廃止を除いた数である。

### 3 調査の時期

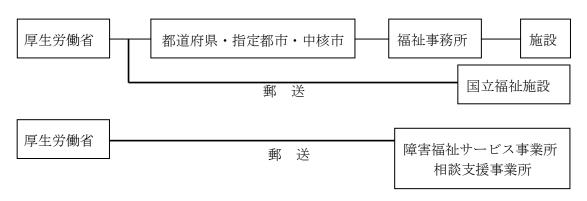
平成 20 年 10 月 1 日

#### 4 調査事項

施 設 票:施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数等 障害福祉サービス等事業所票:事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種 類と提供状況、従事者数等

## 5 調査の方法及び系統

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。
- (2) 障害福祉サービス等事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。
- (3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。



### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

#### 7 利用上の注意

(1)表章記号の規約

計数のない場合 - 統計項目のあり得ない場合 ・ 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 ・ 表章単位の 1/2 未満の場合 0、0.0 減少数(率)の場合 △

- (2) 活動中の施設、事業所のうち回答のあったものについて集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」にあわない場合がある。

## 調査対象施設・事業所一覧

	保護施設·老人福祉施 設·身体障害者社会参 加支援施設等調査票	障害者支援施設等調 查 票	児童福祉施設等 調 査 票	保育所調査票	障害福祉サービス 等事業所票
生活保護法による保護施設					
救護施設	0				
更生施設	0				
医療保護施設	0				
授産施設	0				
宿所提供施設	0				
老人福祉法による老人福祉施設					
養護老人ホーム(一般)	0				
養護老人ホーム(盲)	0				
軽費老人ホーム A型	0				
軽費老人ホーム B型	0				
軽費老人ホーム(ケアハウス)	0				
老人福祉センター(特A型)	0				
老人福祉センター(A型)	0				
老人福祉センター(B型)	0				
老人介護支援センター	0				
障害者自立支援法による障害者支援施設 等					
障害者支援施設		0			
地域活動支援センター		0			
福祉ホーム		0			
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設					
肢体不自由者更生施設		0			
視覚障害者更生施設		0			
聴覚・言語障害者更生施設		0			
内部障害者更生施設		0			
身体障害者療護施設		0			
身体障害者入所授産施設		0			
身体障害者通所授産施設		0			
身体障害者小規模通所授産施設		0			
身体障害者福祉工場		0			
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設					
知的障害者入所更生施設		0			
知的障害者通所更生施設		0			
知的障害者入所授産施設		0			
知的障害者通所授産施設		0			
知的障害者小規模通所授産施設		0			
知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場		0			
AH7件百日間出土物 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設					
精神障害者生活訓練施設		0			
精神障害者福祉ホーム(B型)		0			
精神障害者授産施設(入所)		0			
精神障害者授産施設(通所)		0			
精神障害者小規模通所授産施設		0			
精神障害者福祉工場		0			
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設					
身体障害者福祉センター(A型)	0				
身体障害者福祉センター(B型)	0				
障害者更生センター	0				
補装具製作施設	0				
盲導犬訓練施設	0				
点字図書館	0				
点字出版施設	0				
聴覚障害者情報提供施設	0				

	保護施設・老人福祉施	医虫类士科长乳丛	旧杂短划妆凯쎃		廃生短知.井. ビュ
	保護施設・老人福祉施 設・身体障害者社会参 加支援施設等調査票	牌者有又饭旭叔寺 調 査 票	児 里 倫 性 肔 苡 寺 調 査 票	保育所調査票	障害福祉サービス 等事業所票
	加入16. 爬 以 守 响 且 示				
売春防止法による婦人保護施設					
婦人保護施設	0				
児童福祉法による児童福祉施設					
助産施設			0		
乳児院			0		
母子生活支援施設			0		
保育所			Ü	0	
児童養護施設			0	Ü	
知的障害児施設			0		
自閉症児施設			0		
知的障害児通園施設			0		
盲児施設			0		
			0		
ろうあ児施設 難聴幼児通園施設					
			0		
肢体不自由児施設			0		
肢体不自由児通園施設			0		
肢体不自由児療護施設			0		
重症心身障害児施設			0		
情緒障害児短期治療施設			0		
児童自立支援施設			0		
児童家庭支援センター			0		
小型児童館			0		
児童センター			0		
大型児童館A型			0		
大型児童館B型			0		
大型児童館C型			0		
その他の児童館			0		
児童遊園			0		
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設					
母子福祉センター			0		
母子休養ホーム			0		
その他の社会福祉施設等					
授産施設	0				
宿所提供施設	0				
盲人ホーム	0				
無料低額診療施設	0				
隣保館	0				
へき地保健福祉館	0				
へき地保育所				0	
地域福祉センター	0				
老人憩の家	0				
老人休養ホーム	0				
有料老人ホーム	0				
障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所					
居宅介護事業所					0
重度訪問介護事業所					0
行動援護事業所					0
療養介護事業所					0
生活介護事業所					0
児童デイサービス事業所					0
短期入所事業所					0
重度障害者等包括支援事業所					0
相談支援事業所					0
共同生活介護事業所					0
共同生活援助事業所					0
自立訓練(機能訓練)事業所					0
自立訓練(生活訓練)事業所					0
就労移行支援事業所					0
就労継続支援(A型)事業所					0
就労継続支援(B型)事業所					0
	L				)

## 結果の概要

## Ⅰ 施設の状況

#### 1 施設数

平成20年10月1日現在における全国の社会福祉施設等について、主な施設の種類をみると、「児童福祉施設」が33,431 施設となっており、そのうち「保育所」が22,898 施設で前年に比べ60 施設、0.3%増加している。

また、「障害者支援施設等」は、2,898 施設で前年に比べ665 施設、29.8%増加している。(表1,統計表第2表)

表1 施設の種類別にみた施設数の年次推移

各年10月1日現在

	平成15年	16	17	18	19	20		前 年	
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増減率(%	%)
		;	施言	ひ 数	ζ				
保護施設	294	297	298	298	302	300	Δ 2	Δ 0.	.7
老人福祉施設	13 454	13 802	13 882	10 116	9 446	9 236	△ 210	Δ 2.	.2
障害者支援施設等 1)		•			2 233	2 898	665	29.	.8
身体障害者更生援護施設 2)	1 302	1 397	1 466	1 508	1 188	972	△ 216	Δ 18.	.2
知的障害者援護施設 2)	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	3 315	△ 558	Δ 14.	.4
精神障害者社会復帰施設 2)	1 363	1 530	1 687	1 697	935	782	△ 153	Δ 16.	.4
身体障害者社会参加支援施設 3)	862	866	828	844	377	374	Δ 3	Δ 0.	.8
婦人保護施設	50	50	50	49	49	48	Δ 1	Δ 2.	.0
児童福祉施設	33 383	33 406	33 545	33 464	33 524	33 431	△ 93	Δ 0.	.3
(再掲)保育所	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	22 898	60	0.	.3
母子福祉施設	85	84	80	73	72	69	Δ 3	Δ 4.	.2
その他の社会福祉施設等	8 524	8 672	8 848	9 239	9 805	10 353	548	5.	.6
計 4)	63 331	64 425	65 209	61 970	61 804	61 778	△ 26	Δ 0.	.0

- 注: 1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
  - 2) 平成19年からは障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
  - 3) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」 「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導大訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
  - 4) 集計施設数の合計である。

#### 2 定員・在所者数・在所率

「児童福祉施設」の定員は 2,207,508 人で、前年に比べ 15,350 人、0.7%増加している。主な増加要因は保育所(対 前年 15,630 人、0.7%) である。

また、「児童福祉施設」の在所者数は2,213,149人で、前年に比べ6,115人、0.3%増加している。

一方、「障害者支援施設等」の定員は30.329人で、前年に比べ14.821人、95.6%増加し、在所者数は28.373人で、 前年に比べ14,268人、101.2%増加している。(表2,統計表第3、4表)

表2 施設の種類別にみた定員・在所者数・在所率の年次推移

								0月1日現在
	平成15年	16	17	18	19	20		1年
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増減率(%)
			定	員 (	人)			
保護施設 1)	20 267	20 563	20 637	20 424	20 460	20 483	23	0.1
老人福祉施設	144 344	148 132	149 431	150 992	152 742	154 298	1 556	1.0
障害者支援施設等 2)	-	-	-	-	15 508	30 329	14 821	95.6
身体障害者更生援護施設 3)	58 518	60 380	61 788	62 378	51 922	41 897	△ 10 025	△ 19.3
知的障害者援護施設 3)	180 320	188 484	195 395	202 167	180 020	153 954	△ 26 066	△ 14.5
精神障害者社会復帰施設 3) 身体障害者社会参加支援施設 4)	19 016 660	21 670 540	24 293 520	25 542 440	19 819 440	16 373 440	△ 3 446	△ 17.4
							_ △ 70	_ △ 4.9
婦人保護施設	1 507	1 490	1 455	1 426	1 429	1 359		
児童福祉施設 1)	2 081 391	2 115 717	2 147 767	2 169 577	2 192 158	2 207 508	15 350	0.7
(再掲)保育所	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	2 105 747	2 121 377	15 630	0.7
その他の社会福祉施設等 1)	109 436	124 404	141 521	165 912	187 056	213 781	26 725	14.3
計	2 615 459	2 681 380	2 742 807	2 798 858	2 821 554	2 840 422	18 868	0.7
			在 所	者数	(人)			
保護施設 1)	19 900	19 982	19 935	19 649	19 822	20 054	232	1.2
老人福祉施設	135 594	139 592	140 760	142 158	143 624	145 173	1 549	1.1
障害者支援施設等 2)	-	-		-	14 105	28 373	14 268	101.2
身体障害者更生援護施設 3)	54 739	56 319	57 507	58 276	49 085	39 872	△ 9 213	△ 18.8
知的障害者援護施設 3)	175 407	182 649	188 646	196 683	175 971	151 983	△ 23 988	△ 13.6
精神障害者社会復帰施設 3)	17 749	20 977	23 899	25 270	19 194	15 564	△ 3 630	△ 18.9
婦人保護施設	705	639	669	585	615	569	△ 46	△ 7.5
児童福祉施設 1)	2 121 144	2 164 040	2 191 996	2 192 088	2 207 034	2 213 149	6 115	0.3
(再掲)保育所	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	2 132 651	2 137 692	5 041	0.2
その他の社会福祉施設等 1)	71 806	82 609	95 062	115 151	136 054	161 340	25 286	18.6
計	2 597 044	2 666 807	2 718 474	2 749 860	2 765 504	2 776 077	10 573	0.4
			   在   月	· 李	(%) 5)		<b>I</b> 7)	
保護施設 1)	98.2	97.2	96.6	96.2	96.9	97.9	( 1.0)	
老人福祉施設	93.9	94.2	94.2	94.2	94.0	94.1	( 0.1)	
障害者支援施設等 2)	•	•	•	•	91.0	93.6	( 2.6)	
身体障害者更生援護施設 3)	93.5	93.3	93.1	93.6	94.6	95.2	( 0.6)	
知的障害者援護施設 3)	97.3	96.9	96.5	97.4	97.9	98.7	( 0.8)	
精神障害者社会復帰施設 3)	93.3	96.8	98.4	99.3	97.2	95.1	( ∆ 2.1)	
婦人保護施設	46.8	42.9	46.0	41.0	43.0	41.9	(Δ 2.1) (Δ 1.1)	
婦八休暖旭取   児童福祉施設 1)	101.9	102.3	102.1	101.1	100.7	100.3	(Δ 1.1) (Δ 0.4)	
(再掲)保育所	101.3	102.3	102.1	101.1	101.3	100.8	(△ 0.4) (△ 0.5)	
その他の社会福祉施設等 1)	65.9	66.7	67.4	69.6	72.9	75.6	( 2.7)	
計	99.3	99.5	99.2	98.4	98.1	97.8	(△ 0.3)	

- 注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設及び母子生活支援施設、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設
  - 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
  - 3) 平成19年からは障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律)の施設である。
  - 4) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」 「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
  - 5) 在所率=在所者数:定員×100(在所率の計算は在所者数について調査を行っていない障害者更生センター、盲人ホームを 除いた。)ただし、平成18年以降は在所者数不詳の施設を除いた定員数で計算している。
  - 6) 母子福祉施設(母子福祉センター・母子休養ホーム)については、定員・在所者数について調査を行っていない。
  - 7) ()内は在所率の対前年増減である。
  - 8) 調査対象となっている施設のうち、定員、在所者数について調査を実施した施設のみ、集計している。

## 3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数は 782,681 人となっている。これを施設の種類別に多い職種をみると保育所では「保育士」329,101 人 (構成割合 74.0%)、老人福祉施設では「介護職員」17,085 人 (同 33.3%) などとなっている。

障害者支援施設等では「生活指導・支援員等」11,407 人(同 44.3%)、「介護職員」3,239 人(同 12.6%)となっている。(表 3, 統計表第 5 表)

#### 表3 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

												平成20年	<u>10月1日現在</u>
	総数	保護施設	老人福祉 施設	障害者支 援施設等	身体 障害者 更生援護 施設	知的 障害者 援護施設	精神 障害者 社会復帰 施設	身体 障害者 社会参加 支援施設	婦人保護 施設	児童福祉 施設(保育 所を除く)	保育所	母子福祉 施設	その他の 社会福祉 施設等
		1)		2)	3)	3)	3)	4)		1)			1)
						従 事	者数	(人)					
総数	782 681	6 196	51 291	25 750	21 635	63 224	4 339	3 342	378	75 661	444 727	246	85 893
5)	(764 229)	(6 213)	(50 625)	(15 111)	(26 202)	(73 262)	(5 172)	(3 315)	( 390)	(74 866)	(434 853)	( 266)	(73 954)
0)	(701220)	(0 210)	(00 020)	(10 1117	(20 202)	(70 202)	(0 172)	(0 010)	( 000)	(71000)	(101 000)	( 200)	(70 00 17
施設長	42 197	224	4 177	1 865	791	2 892	701	247	29	4 323	22 286	38	4 626
サービス管理責任者	1 799			971	129	663	35						
生活指導・支援員等 6)	74 470	753	7 759	11 407	2 507	33 100	1 170	411	135	13 454		7	3 767
職業・作業指導員 セラピスト	17 794 4 695	119 6	172 93	2 546 282	1 999 438	11 119 41	844 49	118 160	13 4	246 3 068		6 0	611 554
理学療法士	1 500	3	26	100	201	15	-	54	-	986		0	115
作業療法士	1 208	3	14	102	120	14	49	47	-	785		0	74
その他の療法員	1 988	1	54	80	117	12	0	59	4	1 297		-	365
心理·職能判定員 医師	116 3 611	29	170	35 93	29 125	33 272	19 54	16	4	1 156	1 608		 85
	30 252	392	3 461	973	1 582	1 839	77	110	22	8 735	5 391	1	7 669
精神保健福祉士	1 858	21	29	845	13	25	882	4	2			`	38
保育士	345 427									14 638	329 101	6	1 681
児童生活支援員	673									673		-	
児童厚生員 母子指導員	11 026 595									11 026 595		_	
介護職員	80 662	3 116	17 085	3 239	9 885	565	12	249	5				46 506
栄養士	14 045	198	2 109	400	498	1 580	20	8	22	1 275	6 918	1	1 018
調理員	71 510	634	5 969	1 051	1 390	4 656	36	39	72	4 609	47 688	13	5 353
事務員	31 302	451	5 227	1 229	1 315	4 474	311	637	37	3 646	7 627	86	6 263
その他の職員	50 650	254	5 040	816	934	1 966	129	1 342	34	8 217	24 108	87	7 723
						構 成	割	合 (%)	)				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	5.4	3.6	8.1	7.2	3.7	4.6	16.1	7.4	7.6	5.7	5.0	15.4	5.4
サービス管理責任者	0.2			3.8	0.6	1.0	0.8						
生活指導·支援員等 6) 職業·作業指導員	9.5 2.3	12.1 1.9	15.1 0.3	44.3 9.9	11.6 9.2	52.4 17.6	27.0 19.4	12.3 3.5	35.7 3.4	17.8 0.3		2.9 2.4	4.4 0.7
概未・11・未担 与貝 セラピスト	0.6	0.1	0.3	1.1	2.0	0.1	1.1	4.8	1.1	4.1		0.1	0.7
理学療法士	0.2	0.0	0.1	0.4	0.9	0.0	-	1.6	-	1.3		0.0	0.1
作業療法士	0.2	0.0	0.0	0.4	0.6	0.0	1.1	1.4	-	1.0		0.0	0.1
その他の療法員	0.3	0.0	0.1	0.3	0.5	0.0	0.0	1.8	1.1	1.7		-	0.4
心理·職能判定員 医師	0.0 0.5	0.5	0.3	0.1 0.4	0.1 0.6	0.1 0.4	0.4 1.2	0.5	1.1	1.5	0.4		0.1
保健師・助産師・看護師	3.9	6.3	6.7	3.8	7.3	2.9	1.8	3.3	5.7	11.5	1.2	0.5	8.9
精神保健福祉士	0.2	0.3	0.1	3.3	0.1	0.0	20.3	0.1	0.4				0.0
保育士	44.1									19.3	74.0	2.5	2.0
児童生活支援員 児童厚生員	0.1									0.9		-	
	1.4 0.1									14.6 0.8		_	
介護職員	10.3	50.3	33.3	12.6	45.7	0.9	0.3	7.4	1.3				54.1
栄養士	1.8	3.2	4.1	1.6	2.3	2.5	0.4	0.2	5.9	1.7	1.6	0.2	1.2
調理員	9.1	10.2	11.6	4.1	6.4	7.4	0.8	1.2	19.0	6.1	10.7	5.5	6.2
事務員	4.0	7.3	10.2	4.8	6.1	7.1	7.2	19.1	9.7	4.8	1.7	35.2	7.3
その他の職員	6.5	4.1	9.8	3.2	4.3	3.1	3.0	40.2	9.0	10.9	5.4	35.3	9.0

注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

<sup>2)</sup> 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

<sup>3)</sup> 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) の施設である。

<sup>4)</sup> 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

<sup>5) ()</sup>内は、平成19年10月1日現在の数値である。

<sup>6)</sup> 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

<sup>7)</sup> 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。

### 4 保育所の状況

保育所の状況を公営・私営別にみると、施設数、定員、在所児数とも公営は減少(対前年  $\triangle$ 305 施設、定員  $\triangle$ 19,691 人、在所児数  $\triangle$ 29,103 人)しており、私営は増加(同 365 施設、定員35,321 人、在所児数34,144 人)している。 在所率は100.8%で、前年に比べ0.5 ポイント低下している。これを公営・私営別にみると、公営では91.6%、私営では109.1%となっている。

また、定員及び在所児数を就学前の児童人口千対でみると、定員は 299.1 人、在所児数は 301.4 人となっている。(表4、図1、統計表第2、3、4表)

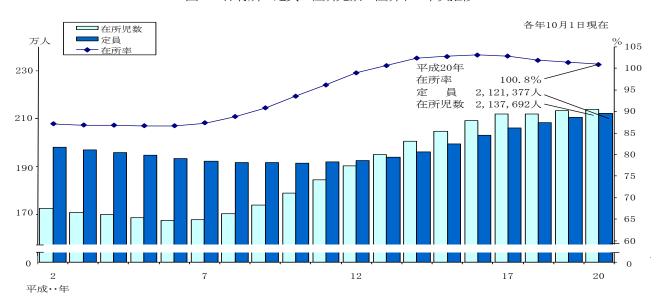
表4 保育所の公営ー私営別にみた施設数・定員・在所児数・在所率・ 就学前児童人ロ千対定員及び在所児数の年次推移

各年10月1日現在

	平成15年	16	17	18	19	20	対前	前 年
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増減率(%)
施 設 数	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	22 898	60	0.3
公 営	12 236	12 013	11 752	11 510	11 240	10 935	△ 305	△ 2.7
私 営	10 155	10 481	10 872	11 210	11 598	11 963	365	3.1
定 員 (人)	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	2 105 747	2 121 377	15 630	0.7
公営	1 074 101	1 069 500	1 059 553	1 046 328	1 030 379	1 010 688	△ 19 691	△ 1.9
私営	920 966	959 701	1 001 385	1 036 733	1 075 368	1 110 689	35 321	3.3
在 所 児 数(人)	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	2 132 651	2 137 692	5 041	0.2
公営	1 022 253	1 020 513	1 006 544	980 390	954 515	925 412	△ 29 103	△ 3.0
私 営	1 026 071	1 069 861	1 111 535	1 137 962	1 178 136	1 212 280	34 144	2.9
在所率(%) 1)	102.7	103.0	102.8	101.8	101.3	100.8	(△ 0.5)	
公 営	95.2	95.4	95.0	93.7	92.6	91.6	(△ 1.0)	
私営	111.4	111.5	111.0	110.0	109.6	109.1	(△ 0.5)	
就学前児童人口千対定員(人) 2)	262.8	270.5	280.4	286.8	293.8	299.1		
就学前児童人口千対在所児(人) 2)	269.8	278.7	288.1	291.7	297.6	301.4		

- 注: 1) 在所率=在所児数÷定員×100 ただし、平成18年以降は在所児数不詳の施設を除いた定員数で計算をしている。
  - 2) 就学前児童人口は0~5歳人口に6歳人口の1/2を加えた数であり、人口については平成17年は総務省統計局の国勢調査報告(総人口)、15~16年、18~20年は同推計人口(総人口)による。
  - 3) ()内は在所率の対前年増減である。

図1 保育所の定員・在所児数・在所率の年次推移



## 5 児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況

児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況をみると、児童養護施設は569 施設で、前年に比べ5 施設、0.9%増加している。定員は33,994 人で、前年に比べ77 人、0.2%増加し、在所児は30,695 人で、前年に比べ151 人、0.5%減少している。(表5、統計表第2、3、4表)

児童養護施設の在所率をみると、平成20年は90.3%と前年に比べ減少している(図2)。

表 5 主な児童福祉施設の施設数・定員・在所児(者)数の年次推移

各年10月1日現在

	平成15年	16	17	18	19	20	対	前年	ā
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増	戓率(%)
			施言	殳 数					
施設総数	10 137	10 045	10 046	9 868	9 801	9 647	△ 1	54 /	1.6
乳児院	115	117	117	120	121	121		-	_
母子生活支援施設	288	285	282	278	272	270	Δ	2 /	0.7
児童養護施設	554	556	558	559	564	569		5	0.9
児童自立支援施設	58	58	58	58	58	58		-	-
その他の施設 1)	9 122	9 029	9 031	8 853	8 786	8 629	△ 1	57 <i>Z</i>	1.8
			定 員	(人)					
定員総数	41 508	41 528	41 572	41 369	41 680	41 709	;	29	0.1
乳児院	3 671	3 672	3 669	3 707	3 727	3 710	$\triangle$	17 /	2 0.5
母子生活支援施設 2)	5 650	5 622	5 648	5 410	5 334	5 391	!	57	1.1
児童養護施設	33 474	33 485	33 676	33 561	33 917	33 994	•	77	0.2
児童自立支援施設	4 363	4 371	4 227	4 101	4 036	4 005	Δ :	31 🗸	8.0 ∠
		在	: 所 児 (	者)数(丿	()				
在所児(者)総数	34 568	35 407	35 735	35 743	35 925	35 627	△ 29	98 ∠	8.0 ∠
乳児院	2 840	2 938	3 077	3 143	3 190	3 124	Δ (	66 Z	2.1
母子生活支援施設 2)	11 740	11 608	11 224	10 822	10 588	10 367	△ 2	21 /	2.1
児童養護施設	30 014	30 597	30 830	30 764	30 846	30 695	Δ 1	51 /	0.5
児童自立支援施設	1 714	1 872	1 828	1 836	1 889	1 808	Δ 8	81 /	4.3

- 注: 1) その他の施設とは、助産施設、児童家庭支援センター、児童館、児童遊園であり、定員、在所児(者)数について調査を行っていない。
  - 2) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所児(者)数は世帯人員数であり、定員と在所児(者)数の総数に含まない。

平成20年 各年10月1日現在 ■在所児数 33,994人 定員 ■定員 平成19年 在所児数 30,695人 % 在所率 36,000 在所率 90.9% ~ 100 在所率 90.3% 95 34,000 90 32,000 85 30,000 80 28,000 75 70 26,000 65 24,000 60 22,000 2 7 12 17 20

図2 児童養護施設の定員・在所児数・在所率の年次推移

注:在所率=在所児数÷定員×100

平成…年

### 6 障害者(児)関係施設の状況

障害者(児)関係施設の総数は9,227施設で、前年に比べ264施設、2.8%減少している。定員は287,415人で、前年に比べ25,025人、8.0%減少し、在所者(児)数は275,622人で、前年に比べ21,191人、7.1%減少している。(表6、統計表第2、3、4表)

表 6 障害者 (児) 関係施設の施設数・定員・在所者数の年次推移

各年10月1日現在

	平成15年	16	17	18	19	20	対前	前 年	
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増減率(%)	
			施言	殳 数					
施設総数	8 396	8 981	9 381	9 607	9 491	9 227	△ 264	△ 2.8	
障害者支援施設等 1)			•	•	2 233	2 898	665	29.8	
身体障害者更生援護施設 2)	1 302	1 397	1 466	1 508	1 188	972	Δ 216	△ 18.2	
知的障害者援護施設 2)	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	3 315	△ 558	△ 14.4	
精神障害者社会復帰施設 2)	1 363	1 530	1 687	1 697	935	782	Δ 153	△ 16.4	
身体障害者社会参加支援施設 3)	862	866	828	844	377	374	Δ 3	△ 0.8	
児童福祉施設(障害児関係) 4)	855	867	875	876	885	886	1	0.1	
			定員	(人)		•			
定員総数 5)	303 330	316 062	327 253	335 674	312 440	287 415	△ 25 025	Δ 8.0	
障害者支援施設等 1)					15 508	30 329	14 821	95.6	
身体障害者更生援護施設 2)	58 518	60 380	61 788	62 378	51 922	41 897	Δ 10 025	△ 19.3	
知的障害者援護施設 2)	180 320	188 484	195 395	202 167	180 020	153 954	△ 26 066	△ 14.5	
精神障害者社会復帰施設 2)	19 016	21 670	24 293	25 542	19 819	16 373	△ 3 446	△ 17.4	
身体障害者社会参加支援施設 3)	660	540	520	440	440	440	_	_	
児童福祉施設(障害児関係) 4)	44 816	44 988	45 257	45 147	44 731	44 422	Δ 309	△ 0.7	
		7	· 生 所 者(	児)数(人	)				
在所者(児)総数 5)	286 147	298 204	308 234	318 222	296 813	275 622	△ 21 191	Δ 7.1	
障害者支援施設等 1)					14 105	28 373	14 268	101.2	
身体障害者更生援護施設 2)	54 739	56 319	57 507	58 276	49 085	39 872	△ 9 213	△ 18.8	
知的障害者援護施設 2)	175 407	182 649	188 646	196 683	175 971	151 983	△ 23 988	△ 13.6	
精神障害者社会復帰施設 2)	17 749	20 977	23 899	25 270	19 194	15 564	△ 3 630	△ 18.9	
児童福祉施設(障害児関係) 4)	38 252	38 259	38 182	37 993	38 458	39 830	1 372	3.6	

注: 1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

<sup>2)</sup> 平成19年からは障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

<sup>3)</sup> 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者 更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

<sup>4)</sup> 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、 肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設である。

<sup>5)</sup> 定員、在所者数を調査していない施設は掲載していない。

#### 7 老人関係施設の状況

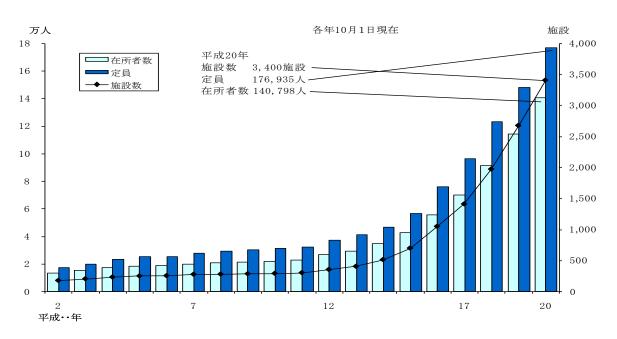
軽費老人ホームの施設数は 2,095 施設で、前年に比べ 36 施設、1.7%増加している。定員は 88,059 人で、前年 に比べ、1,692 人、2.0%増加し、在所者数は 83,098 人で前年に比べ 1,880 人、2.3%増加している。(表 7)

有料老人ホームの施設数は3,400 施設で、前年に比べ729 施設、27.3%増加している。定員は176,935 人で、前年に比べ28,954 人、19.6%増加し、在所者数は140,798 人で前年に比べ26,225 人、22.9%増加している。(図3、統計表第2、3、4表)

表7 老人関係施設の施設数・定員・在所者数の年次推移

各年10月1日現在 対 前 年 平成15年 (2004)(2005)(2007)(2008)増減数 増減率(%) (2003)(2006)施 設 数 養護老人ホーム 959 962 964 962 958 964 6 0.6 軽費老人ホーム 1 842 1 928 1 966 2 016 2 059 2 095 36 1.7 A 型 242 243 240 234 233 229 4 △ 1.7 Δ Β型 34 34 33 32 31 31 ケアハウス 1 566 1 651 1 693 1 750 1 795 1 835 40 2.2 有料老人ホーム 694 1 045 1 406 1 968 2 671 3 400 729 27.3 (再掲)定員9人以下 45 221 345 124 56.1 定 員 (人) 養護老人ホーム 66 970 67 181 66 837 66 667 66 375 66 239 136 △ 0.2 軽費老人ホーム 77 374 80 951 82 594 84 325 86 367 88 059 1 692 2.0 A 型 14 233 14 183 14 015 13 698 13 605 13 355 250 Δ  $\triangle$  1.8 Β型 1 578 1 601 1 547 1 467 1 450 1 463 13 0.9 ケアハウス 61 563 65 167 67 032 69 160 71 312 73 241 1 929 2.7 有料老人ホーム 96 412 123 155 147 981 176 935 28 954 56 837 76 128 19.6 (再掲)定員9人以下 1 633 322 2 557 924 56.6 在 所 者 数 (人) 63 287 62 563 62 406 62 075 養護老人ホーム 63 833 63 913 331  $\wedge$  0.5  $\wedge$ 軽費老人ホーム 71 761 75 679 77 473 79 595 81 218 83 098 1 880 2.3 A 型 13 388 13 296 13 153 12 827 12 622 12 457 165 △ 1.3 Β型 1 221 1 168 1 080 1 053 995 959  $\triangle$ 36 △ 3.6 ケアハウス 63 240 67 601 69 682 2 081 57 152 61 215 65 715 3 1 有料老人ホーム 42 661 55 461 69 867 91 524 114 573 140 798 26 225 22.9 (再掲)定員9人以下 286 1 397 2 209 812 58.1

図3 有料老人ホームの施設数・定員・在所者数の年次推移



## II 障害福祉サービス等事業所の状況

### 1 事業所数

### (1) 経営主体別事業所数

障害福祉サービス等事業所を事業の種類別にみると、居宅介護事業が 11,630 事業所、重度訪問介護事業が 10,449 事業所などとなっている。

一方、事業の種類を経営主体別にみると、短期入所事業、共同生活介護事業では「社会福祉法人」が約8割と多く、 居宅介護事業、重度訪問介護事業では「営利法人」が約5割と多くなっている。(表8)

表8 事業の種類別にみた経営主体別事業所の構成割合

					構	成	割	合	(%)		20   10/1	
	事業所数	総数	Ħ	地方公共団体	社会 福祉 協議会	1) 社会福 祉法人	医療 法人	社団・財 団法人	協同組合	営利 法人	特定非 営利活 動法人	その他
居宅介護事業	11 630 (11 775)	100.0	-	0.7	14.0	16.7	4.3	1.1	2.0	51.6	8.7	0.7
重度訪問介護事業	<b>10 449</b> ( 10 397 )	100.0	-	0.6	13.9	16.3	4.1	1.1	2.0	52.8	8.5	0.7
行動援護事業	1 <b>265</b> ( 1 276)	100.0	-	1.0	18.9	33.7	1.7	0.7	0.9	26.9	15.6	0.6
療養介護事業	<b>24</b> ( 24 )	100.0	87.5	-	-	8.3	-	-	4.2	-	-	-
生活介護事業	<b>1 922</b> ( 1 415 )	100.0	-	4.3	7.5	73.6	1.4	0.4	0.3	4.9	7.4	0.2
児童デイサービス事業	1 137 ( 1 159 )	100.0	-	27.8	6.1	34.6	1.9	0.2	0.1	9.1	18.9	1.3
短 期 入 所 事 業	<b>3 475</b> ( 3 494 )	100.0	1.7	5.5	0.7	84.7	4.2	0.7	0.0	0.7	1.6	0.1
重度障害者等包括支援事業	<b>46</b> ( 58 )	100.0	-	2.2	8.7	52.2	2.2	-	-	21.7	13.0	-
相談支援事業	2 150 (···)	100.0	0.0	2.2	9.2	61.2	8.7	2.2	0.3	5.0	10.8	0.2
共同生活介護事業	<b>2 308</b> ( 2 259 )	100.0	0.0	0.8	0.7	77.3	4.5	0.3	-	1.3	14.8	0.3
共同生活援助事業	<b>2 933</b> ( 2 974 )	100.0	-	0.9	0.8	65.7	13.8	1.6	0.0	1.4	15.5	0.2
自立訓練(機能訓練)事業	<b>223</b> ( 165 )	100.0	-	8.5	17.5	54.3	4.0	0.4	-	8.5	6.3	0.4
自立訓練(生活訓練)事業	<b>551</b> ( 447 )	100.0	-	3.4	7.4	63.3	5.6	0.5	-	3.4	16.0	0.2
就労移行支援事業	<b>867</b> ( 603 )	100.0	-	2.4	0.7	75.2	2.9	0.9	-	3.7	14.0	0.2
就労継続支援(A型)事業	<b>216</b> ( 148 )	100.0	-	0.5	-	60.6	1.4	0.5	-	13.0	22.7	1.4
就労継続支援(B型)事業	1 <b>805</b> (1 232)	100.0	-	2.2	3.9	63.5	3.0	0.7	-	1.8	24.8	0.2

注: 1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

<sup>2) ()</sup>内は、平成19年10月1日現在の数値である。

<sup>3)</sup> 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

## (2) 利用実人員階級別事業所数

9月中に利用者がいた障害福祉サービス等事業所を利用実人員階級別にみると、重度訪問介護事業、行動援護事業、相談支援事業では「1~4人」が6割以上と最も多く、居宅介護事業、短期入所事業、共同生活介護事業、共同生活 援助事業なども「1~4人」が最も多くなっている。

一方、生活介護事業、就労継続支援(A型、B型)事業は「10~19人」が最も多くなっている。 児童デイサービス事業は、「20~29人」が最も多くなっている。 療養介護事業は、「50人以上」が約6割となっている。(表9)

表 9 事業の種類別にみた利用実人員階級別事業所の構成割合

	9月中に				構 成	割	合 (%)		//\LU   10/	
	利用者がいた	総数	1~4人	5~9人	10~19	20~29	30~39	40~49	50人	利用者数
	事業所数				人	人	人	人	以上	不詳
居宅介護事業	10 115	100.0	47.8	25.1	17.0	5.0	2.1	1.0	1.7	0.2
重 度 訪 問 介 護 事 業	3 106	100.0	85.5	9.0	2.9	0.8	0.3	0.1	0.2	1.2
行 動 援 護 事 業	617	100.0	63.4	20.1	12.6	2.1	0.6	0.5	0.2	0.5
( 再 掲 ) 障 害 者		100.0	75.0	17.3	5.1	1.3	0.4	-	0.2	0.6
( 再 掲 ) 障 害 児		100.0	69.7	20.9	7.2	8.0	0.3	-	0.3	0.8
療養介護事業	23	100.0	8.7	_	8.7	13.0	13.0	-	56.5	_
生 活 介 護 事 業	1 825	100.0	14.5	12.7	24.4	19.3	11.4	7.1	10.6	0.1
児童デイサービス事業	1 099	100.0	3.5	7.2	21.7	22.3	17.7	10.0	17.5	0.2
短 期 入 所 事 業	2 682	100.0	46.3	26.8	15.7	6.2	2.1	1.0	1.3	0.6
( 再 掲 ) 障 害 者		100.0	50.8	26.5	14.0	5.1	1.6	0.5	1.0	0.6
( 再 掲 ) 障 害 児		100.0	62.5	21.8	10.0	2.2	1.1	0.3	0.2	1.8
重度障害者等包括支援事業	7	100.0	85.7	14.3	-	-	-	-	-	_
相 談 支 援 事 業	515	100.0	66.8	17.5	8.0	2.7	1.2	0.6	0.8	2.5
共 同 生 活 介 護 事 業	1 875	100.0	40.8	28.4	18.7	7.6	2.3	0.8	1.1	0.3
共同生活援助事業	1 933	100.0	51.8	29.5	12.7	3.3	1.4	0.3	0.6	0.5
自立訓練(機能訓練)事業	127	100.0	47.2	16.5	14.2	6.3	4.7	3.9	5.5	1.6
自立訓練(生活訓練)事業	483	100.0	16.8	35.2	31.7	9.3	4.1	1.0	1.4	0.4
就 労 移 行 支 援 事 業	843	100.0	12.2	35.8	34.2	11.7	3.8	1.2	1.1	_
就 労 継 続 支 援 ( A 型 ) 事 業	211	100.0	9.0	20.9	35.1	16.1	9.0	5.2	4.3	0.5
就労継続支援(B型)事業	1 776	100.0	3.3	11.5	42.3	26.6	10.1	3.3	2.6	0.2

注: 1)「(再掲)障害者」は18歳以上の利用者、「(再掲)障害児」は18歳未満の利用者である。

<sup>2)</sup> 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

#### 2 利用状況

(1) 療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)の利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、療養介護サービスの利用は28.6日、就労継続支援(A型)サービスの利用は19.0日、就労移行支援サービスの利用は17.3日となっている(表10)。

就労継続支援(B型)サービスの9月中の利用実人員は35,736人で、前年に比べ13,713人増加している(図4)。

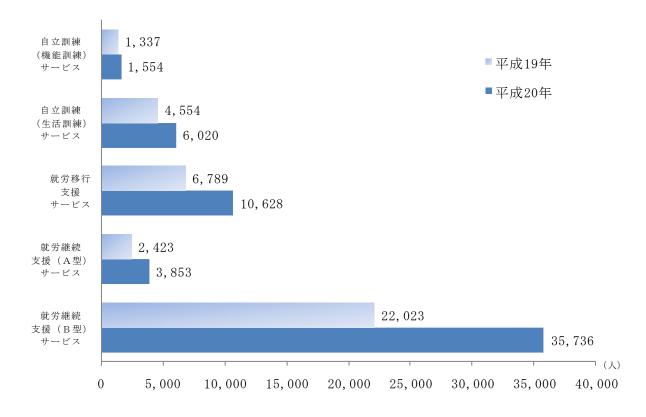
表10 療養介護・生活介護・児童デイサービス・自立訓練(機能訓練、生活訓練)・ 就労移行支援・就労継続支援(A型、B型)の利用状況

平成20年9月中

	療養介護サービス	生活介護サービス	児童デイ サービス	自立訓練 (機能訓練) サービス	自立訓練 (生活訓練) サービス	就労移行 支援 サービス	就労継続 支援(A型) サービス	就労継続 支援(B型) サービス
利用実人員(人)	1 303	43 776	36 611	1 554	6 020	10 628	3 853	35 736
利用延人数(人)	37 280	613 278	190 684	10 304	81 209	184 050	73 252	572 379
利用者1人当たり 利用日数(日)	28.6	14.0	5.2	6.6	13.5	17.3	19.0	16.0

- 注: 1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。
  - 2) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。

図4 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)・就労移行支援・ 就労継続支援 (A型、B型) の9月中の利用実人員の状況



### (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用状況

9月中の利用者1人当たりの利用状況をみると、居宅介護サービスを利用する障害者では、「身体介護が中心」の訪問が15.8回と最も多く、次いで「家事援助が中心」(10.1回)となっている。

重度訪問介護サービスを利用する障害者では、訪問回数が28.2回となっており、そのうち移動介護が8.8回となっている。

行動援護サービスを利用する障害者では、訪問回数が5.9回となっている。(表11)

表11 障害者・障害児別にみた居宅介護・重度訪問介護・行動援護の利用状況

平成20年9月中

			居宅介言	蒦 サ ービ	スの内容		重 度 訪	問 介 護	
		身体介護 が中心	通院介 身体介護を 伴う	護が中心 身体介護を 伴わない	通院等乗降 介助が中心	家事援助 が中心	サー	ビ ス うち移動 介護	行動援護 サービス
障	利用実人員(人)	33 076	6 475	3 804	1 185	47 030	8 516	3 928	1 713
害	訪問回数合計(回)	522 010	28 394	12 856	10 044	472 813	240 179	34 603	10 118
者	利用者1人当たり 訪問回数(回)	15.8	4.4	3.4	8.5	10.1	28.2	8.8	5.9
障	利用実人員(人)	7 942	630	100	52	1 443		•	1 472
害	訪問回数合計(回)	72 984	2 045	421	286	10 911		•	7 474
見	利用者1人当たり 訪問回数(回)	9.2	3.2	4.2	5.5	7.6		•	5.1

- 注: 1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。
  - 2) 居宅介護サービスの利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

#### (3) 短期入所、重度障害者等包括支援、相談支援、共同生活介護、共同生活援助の利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、短期入所サービスの利用は、障害者は7.0日、障害児は4.9日となっている。 重度障害者等包括支援サービスの利用は21.7日となっている。 (表12)

表 1 2 短期入所·重度障害者等包括支援·相談支援

共同生活介護・共同生活援助の利用状況

平成20年9月

	短期入所	「サービス	重度障害者	2)	3)	3)
	障害者障		等包括支援 サービス	相談支援 サービス	共同生活介護 サービス	共同生活援助 サービス
利用実人員(人)	18 278	4 462	20	2 601	17 535	12 897
利用日数合計(日)	127 063	21 712	433			
利用者1人当たり 利用日数(日)	7.0	4.9	21.7			-

- 注: 1) 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用日数不詳の事業所 を除いて算出した。
  - 2) 相談支援については、サービス利用計画を作成した利用実人員である。
  - 3) 共同生活介護サービス、共同生活援助サービスについては、9月末日の利用実人員である。

## 3 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で49,229 人、生活介護事業で16,539 人、短期入 所事業で15,233 人となっている。

また、ホームヘルパーは居宅介護事業で29,438 人、重度訪問介護事業で8,187 人、行動援護事業で931 人となっている。(表13)

表13 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

								行動援護従事	
	総数	介護福祉士	総数	ホームヘル パー1級	ホームヘル パー2級	ホームヘル パー3級	従事者養成研 修修了者	者養成研修修 了者	その他
居宅介護事業	49 229	16 498	29 438	4 120	25 237	82	768	644	1 880
重度訪問介護事業	13 828	4 237	8 187	1 071	7 079	37	776	106	523
行動援護事業	1 660	479	931	99	831	1	21	171	59

	総数	サービス管理 責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	1 405	36	79	883	339	67

	総数	サービス管理 責任者	医師	保健師・ 看護師	理学・ 作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	16 539	1 319	144	1 270	144	10 856	2 806

	総数	サービス管理 責任者	指導員	保育士	その他
児童デイサービス事業	5 048	816	1 715	1 892	625

	総数	医師	保健師• 看護師	心理・ 職能判定員	理学・ 作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 1)	15 233	390	1 533	18	197	6 357	525	3 007	244	166	2 798

	総数	サービス提供 責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	10	6	4

	総数	管理者	相談支援 専門員	その他
相談支援事業	1 139	233	662	243

	総数	サービス管理 責任者	世話人	生活支援員	その他
共同生活介護· 共同生活援助事業 2)	10 282	1 435	6 300	2 116	431

	総数	サービス管理 責任者	保健師• 看護師	理学· 作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	608	67	96	52	220	5	167
自立訓練(生活訓練)事業	1 502	259	39		1 010	31	165

	総数	サービス管理 責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	3 826	491	886	1 213	932	304
就労継続支援(A型)事業	1 139	152	227	480		280
就労継続支援(B型)事業	7 583	1 280	2 403	3 020		880

- 注: 1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。
  - 2) 共同生活援助事業には、「生活支援員」は含まない。
  - 3) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を除く。
  - 4) 平成20年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。
  - 5) 従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。

# 第1表 総 括 表

				20年10月1日現在
施設の種類	施設数	定 員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
総数	61 778	2 840 422	2 776 077	782 681
保護施設	300	20 483	20 054	6 196
救護施設	187	17 062	17 317	5 766
更生施設	20	1 744	1 616	275
医療保護施設	60			
授産施設	21	735	565	115
宿所提供施設	12	942	556	40
老人福祉施設	9 236	154 298	145 173	51 291
養護老人ホーム	964	66 239	62 075	17 581
養護老人ホーム(一般)	915	63 375	59 256	16 480
養護老人ホーム(盲)	49	2 864	2 819	1 100
軽費老人ホーム	2 095	88 059	83 098	18 319
軽費老人ホーム A 型	229	13 355	12 457	3 086
軽費老人ホーム B 型	31	1 463	959	120
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 835	73 241	69 682	15 113
老人福祉センター	2 228		•	7 354
老人福祉センター(特 A 型)	267			1 170
老人福祉センター(A型)	1 527			5 238
老人福祉センター(B型)	434			946
老人介護支援センター	3 949			8 038
障害者支援施設等	2 898	30 329	28 373	25 750
障害者支援施設	458	28 309	26 724	16 537
地域活動支援センター	2 267			8 887
福祉ホーム	173	2 020	1 649	327
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	972	41 897	39 872	21 635
肢体不自由者更生施設	47	2 577	2 115	1 068
視覚障害者更生施設	8	499	442	175
聴覚·言語障害者更生施設	2	60	47	34
内部障害者更生施設	5	371	249	94
身体障害者療護施設	389	21 824	21 732	15 326
身体障害者入所授産施設	144	7 669	7 065	2 414
身体障害者通所授産施設	210	5 372	5 178	1 592
身体障害者小規模通所授産施設	147	2 568	2 394	632
身体障害者福祉工場	20	957	650	302
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	3 315	153 954	151 983	63 224
知的障害者入所更生施設	1 221	77 987	76 627	38 460
知的障害者通所更生施設	392	14 035	13 850	5 213
知的障害者入所授産施設	186	11 306	10 695	4 459
知的障害者通所授産施設	1 220	44 599	45 449	13 638
知的障害者小規模通所授産施設	166	2 807	2 495	733
知的障害者通勤寮	107	2 560	2 271	528
知的障害者福祉工場	23	660	596	193
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設	782	16 373	15 564	4 339
精神障害者生活訓練施設	238	4 897	3 332	1 619
精神障害者福祉ホーム(B型)	112	2 249	1 874	522
精神障害者授産施設(入所)	20	533	443	160
精神障害者授産施設(通所)	186	4 305	4 794	1 212
精神障害者小規模通所授産施設	216	4 121	4 901	745
精神障害者福祉工場	10	268	220	80

施設の種類	施設数	定 員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
身体障害者社会参加支援施設	374	440		3 342
身体障害者福祉センター	221			1 943
身体障害者福祉センター(A型)	36		•	545
身体障害者福祉センター(B型)	185	•	•	1 398
障害者更生センター	6	440		114
補装具製作施設	17		•	138
盲導犬訓練施設	10			160
点字図書館	73	•	•	578
点字出版施設	12	•	•	127
聴覚障害者情報提供施設	35	•	•	283
婦人保護施設	48	1 359	569	378
児童福祉施設	33 431	2 207 508	2 213 149	520 388
助産施設	415			
乳児院	121	3 710	3 124	3 861
母子生活支援施設 1)	270	5 391	10 367	1 995
保育所	22 898	2 121 377	2 137 692	444 727
児童養護施設	569	33 994	30 695	14 892
知的障害児施設	248	10 877	9 350	6 498
自閉症児施設	7	300	219	311
知的障害児通園施設 盲児施設	258 10	9 502 194	10 343 132	4 654 130
盲児胞設   ろうあ児施設	13	194 264	167	201
単聴幼児通園施設 (単語の) (1997年) (1997	25	854	963	289
財体不自由児施設	62	4 386	2 623	4 055
版体不自由 <b>定施</b> 設	99	3 734	2 023 2 777	1 665
肢体不自由児療護施設	7	3 734	249	215
重症心身障害児施設	125	12 460	11 827	16 131
量症心 写 障害	32	1 541	1 180	831
用相障害死恐朔伯療施設 児童自立支援施設	52 58	4 005	1 808	1 825
児童家庭支援センター	70	+ 003		186
児童館	4 689			17 922
小型児童館	2 799			9 167
児童センター	1 750			7 849
大型児童館A型	19			362
大型児童館B型	4			51
大型児童館C型	1			132
その他の児童館	116			360
児童遊園	3 455			
母子福祉施設	69			246
母子福祉センター	64	•		213
母子休養ホーム	5			33
その他の社会福祉施設等	10 353	213 781	161 340	85 893
授産施設	75	2 496	2 232	438
宿所提供施設	232	7 880	7 052	728
盲人ホーム	21	400		47
無料低額診療施設	249	•••		
<b>隣保館</b>	1 160	•	•	3 009
へき地保健福祉館	106	•	•	44
へき地保育所	690	26 070	11 258	2 261
地域福祉センター	464	•	•	2 445
老人憩の家	3 923	•	•	2 168
老人休養ホーム	33			432
有料老人ホーム	3 400	176 935	140 798	74 321

注: 1) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者数は世帯人員数であり、定員と在所者の総数に含まない。

<sup>2)</sup> 従事者数は常勤換算数であり、小数点第1位を四捨五入している。

# 第2表 施設の種類別施設数の年次推移

各年10月1日現在

						0月1日現住
施 設 の 種 類	平成15年	16	17	18	19	20
·	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
総数	63 331	64 425	65 209	61 970	61 804	61 778
保護施設	294	297	298	298	302	300
<b>救護施設</b>	180	181	183	183	188	187
更生施設	18	20	20	19	19	20
医療保護施設	63	63	62	63	64	60
授産施設	22	21	21	21	21	21
宿所提供施設	11	12	12	12	10	12
老人福祉施設	13 454	13 802	13 882	10 116	9 446	9 236
養護老人ホーム	959	962	964	962	958	964
養護老人ホーム(一般)	911	914	916	912	909	915
養護老人ホーム(盲)	48	48	48	50	49	49
軽費老人ホーム	1 842	1 928	1 966	2 016	2 059	2 095
軽費老人ホーム A型	242	243	240	234	233	229
軽費老人ホーム B型	34	34	33	32	31	31
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 566	1 651	1 693	1 750	1 795	1 835
老人福祉センター	2 265	2 298	2 284	2 260	2 234	2 228
老人福祉センター(特 A 型)	268	268	267	260	260	267
老人福祉センター(A型)	1 609	1 603	1 590	1 569	1 545	1 527
老人福祉センター(B型)	388	427	427	431	429	434
老人介護支援センター	8 388	8 614	8 668	4 878	4 195	3 949
障害者支援施設等					2 233	2 898
障害者支援施設					197	458
地域活動支援センター					1 859	2 267
	•	•		•		
福祉ホーム	1 202	1 397	1 466	1 508	177	173
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	1 302		1 466		1 188	972
肢体不自由者更生施設 ####################################	88	84	84	81	63	47
視覚障害者更生施設	19	20	20	19	11	8
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	2	2
内部障害者更生施設	6	7	7	7	6	5
身体障害者療護施設	450	472	484	499	455	389
身体障害者福祉ホーム	62	65	67	71		
身体障害者入所授産施設	206	206	202	197	176	144
身体障害者通所授産施設	296	315	326	330	256	210
身体障害者小規模通所授産施設	136	189	237	265	193	147
身体障害者福祉工場	36	36	36	36	26	20
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	3 315
知的障害者デイサービスセンター	240	257	235	234		
知的障害者入所更生施設	1 430	1 454	1 470	1 470	1 385	1 221
知的障害者通所更生施設	426	461	498	536	465	392
知的障害者入所授産施設	227	227	225	226	209	186
知的障害者通所授產施設	1 175	1 312	1 427	1 553	1 424	1 220
知的障害者小規模通所授產施設	254	343	399	405	243	166
知的障害者通勤寮	125					107
		124	124	121	112	10/
知的障害者福祉ホーム	76	79	82	68		
知的障害者福祉工場	61	64	65	69	35	23
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	1 363	1 530	1 687	1 697	935	782
精神障害者社会復帰施設						
精神障害者生活訓練施設	263	274	286	289	264	238
精神障害者福祉ホーム	195	212	233	241	109	112
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)			138	123		•
精神障害者福祉ホーム(B型)			95	118	109	112
精神障害者授産施設(入所)	29	29	30	30	24	20
精神障害者授産施設(通所)	245	261	285	296	228	186
精神障害者小規模通所授産施設	215	306	375	395	298	216
精神障害者福祉工場	17	18	18	18	12	10
精神障害者地域生活支援センター	399	430	460	428		
旧ITI年百年地域工作入版 CV 7	บฮฮ	400	400	420		

	平成15年	16	17	18	19	20
施設の種類	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
身体障害者社会参加支援施設	862	866	828	844	377	374
身体障害者福祉センター	248	250	248	243	223	221
身体障害者福祉センター(A型)	40	40	39	39	37	36
身体障害者福祉センター(B型)	208	210	209	204	186	185
在宅障害者デイサービス施設	463	465	430	453		
障害者更生センター	9	8	7	6	6	6
補装具製作施設	21	21	19	18	17	17
盲導犬訓練施設	9	9	9	9	10	10
点字図書館	72	72	72	73	74	73
点字出版施設	13	13	13	13	13	12
聴覚障害者情報提供施設	27	28	30	29	34	35
婦人保護施設	50	50	50	49	49	48
児童福祉施設	33 383	33 406	33 545	33 464	33 524	33 431
助産施設	478	460	456	425	419	415
乳児院	115	117	117	120	121	121
母子生活支援施設	288	285	282	278	272	270
保育所	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	22 898
児童養護施設	554	556	558	559	564	569
知的障害児施設	259	258	255	254	251	248
自閉症児施設	7	7	7	7	6	7
知的障害児通園施設	247	252	256	254	257	258
盲児施設	12	11	11	10	10	10
ろうあ児施設	14	14	14	13	14	13
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	25	25
肢体不自由児施設	64	63	63	62	63	62
肢体不自由児通園施設	93	98	99	99	98	99
肢体不自由児療護施設	6	6	6	6	6	7
重症心身障害児施設	103	108	112	115	124	125
情緒障害児短期治療施設	25	25	27	31	31	32
児童自立支援施設	58	58	58	58	58	58
児童家庭支援センター	45	49	57	61	67	70
児童館	4 673	4 693	4 716	4 718	4 700	4 689
小型児童館	2 870	2 881	2 897	2 886	2 836	2 799
児童センター	1 643	1 663	1 691	1 708	1 738	1 750
大型児童館A型	16	18	17	18	18	19
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	139	126	106	101	103	116
児童遊園	3 926	3 827	3 802	3 649	3 600	3 455
母子福祉施設	85	84	80	73	72	69
母子福祉センター	72	73	71	68	67	64
母子休養ホーム	13	11	9	5	5	5
その他の社会福祉施設等	8 524	8 672	8 848	9 239	9 805	10 353
授産施設	149	130	125	113	78	75
宿所提供施設	207	220	224	222	233	232
盲人ホーム	28	28	28	24	22	21
無料低額診療施設	232	236	234	233	241	249
<b>隣保館</b>	1 211	1 206	1 177	1 187	1 181	1 160
へき地保健福祉館	141	130	123	119	112	106
へき地保育所	1 027	941	866	813	748	690
地域福祉センター	431	434	446	445	446	464
老人憩の家	4 352	4 253	4 173	4 079	4 041	3 923
老人休養ホーム	52	49	46	36	32	33
有料老人ホーム	694	1 045	1 406	1 968	2 671	3 400

(単位:人) 各年10月1日現在

(単位:人)					各年	=10月1日現在
施設の種類	平成15年	16	17	18	19	20
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
総数	2 615 459	2 681 380	2 742 807	2 798 858	2 821 554	2 840 422
保護施設	20 267	20 563	20 637	20 424	20 460	20 483
救護施設	16 662	16 678	16 824	16 919	17 158	17 062
更生施設	1 872	2 132	2 097	1 799	1 771	1 744
						735
授産施設	795	765	765	765	735	
宿所提供施設	938	988	951	941	796	942
老人福祉施設	144 344	148 132	149 431	150 992	152 742	154 298
養護老人ホーム	66 970	67 181	66 837	66 667	66 375	66 239
養護老人ホーム(一般)	64 156	64 367	64 023	63 753	63 511	63 375
養護老人ホーム(盲)	2 814	2 814	2 814	2 914	2 864	2 864
軽費老人ホーム	77 374	80 951	82 594	84 325	86 367	88 059
軽費老人ホームA型	14 233	14 183	14 015	13 698	13 605	13 355
軽費老人ホーム B 型	1 578	1 601	1 547	1 467	1 450	1 463
軽費老人ホーム(ケアハウス)	61 563	65 167	67 032	69 160	71 312	73 241
障害者支援施設等	•		07 002		15 508	30 329
			-	· ·		
障害者支援施設	•	•	•	•	13 455	28 309
福祉ホーム		•			2 053	2 020
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	58 518	60 380	61 788	62 378	51 922	41 897
肢体不自由者更生施設	5 882	5 269	5 230	5 045	3 645	2 577
視覚障害者更生施設	1 768	1 818	1 813	1 744	674	499
聴覚・言語障害者更生施設	160	160	160	160	60	60
内部障害者更生施設	398	501	501	501	401	371
身体障害者療護施設	25 830	26 783	27 202	27 712	25 795	21 824
身体障害者福祉ホーム	763	790	811	868	•	
身体障害者入所授産施設	11 753	11 700	11 517	11 012	9 704	7 669
身体障害者通所授産施設	7 889	8 396	8 816	8 978	6 830	5 372
身体障害者小規模通所授産施設	2 317	3 195	4 037	4 589	3 476	2 568
身体障害者福祉工場	1 758	1 768	1 701	1 769	1 337	957
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	180 320	188 484	195 395	202 167	180 020	153 954
知的障害者入所更生施設	94 097	95 113	95 906	96 627	88 877	77 987
知的障害者通所更生施設	16 830	17 874	19 074	20 426	17 473	14 035
知的障害者入所授産施設	14 438	14 299	14 135	14 360	13 240	11 306
知的障害者通所授産施設	44 967	49 658	53 784	58 163	52 600	44 599
知的障害者小規模通所授産施設	4 308	5 730	6 670	6 846	4 180	2 807
知的障害者通勤寮	2 977	2 947	2 926	2 857	2 661	2 560
知的障害者福祉ホーム	965	1 013	1 043	874		
知的障害者福祉工場	1 738	1 850	1 857	2 014	989	660
四はかには 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	1 /30	1 650	1 607	2 014	909	000
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	19 016	21 670	24 293	25 542	19 819	16 373
精神障害者社会復帰施設						
精神障害者生活訓練施設	5 425	5 671	5 951	5 992	5 466	4 897
精神障害者福祉ホーム	2 636	2 950	3 327	3 645	2 199	2 249
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)			1 407	1 259		
精神障害者福祉ホーム(B型)			1 920	2 386	2 199	2 249
	704					
精神障害者授産施設(入所)	784	784	796	801	641	533
精神障害者授産施設(通所)	5 668	6 092	6 666	6 946	5 356	4 305
精神障害者小規模通所授産施設	4 043	5 685	7 065	7 645	5 837	4 121
精神障害者福祉工場	460	488	488	513	320	268
身体障害者社会参加支援施設	660	540	520	440	440	440
障害者更生センター						
	660	540	520	440	440	440
婦人保護施設	1 507	1 490	1 455	1 426	1 429	1 359
児童福祉施設	2 081 391	2 115 717	2 147 767	2 169 577	2 192 158	2 207 508
乳児院	3 671	3 672	3 669	3 707	3 727	3 710
母子生活支援施設 1)	5 650	5 622	5 648	5 410	5 334	5 391
保育所	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	2 105 747	2 121 377
11 14721						
児童養護施設	33 474	33 485	33 676	33 561	33 917	33 994
知的障害児施設	12 763	12 401	12 152	11 932	11 212	10 877
自閉症児施設	332	334	310	300	260	300
知的障害児通園施設	9 068	9 220	9 404	9 349	9 465	9 502
	309	301	290	254	233	194
盲児施設 スキャロ・						
ろうあ児施設	447	440	440	408	388	264
難聴幼児通園施設	846	849	851	843	843	854
肢体不自由児施設	5 738	5 522	5 375	5 070	4 827	4 386
肢体不自由児通園施設	3 650	3 755	3 777	3 789	3 725	3 734
肢体不自由児療護施設	360	320	320	290	290	310
	10 144	10 637	11 015	11 426	12 004	12 460
重症心身障害児施設		. 1 000	1 323	1 486	1 484	1 541
■ 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設	1 159	1 209				4 005
		4 371	4 227	4 101	4 036	4 005
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設	1 159 4 363	4 371	4 227			
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等	1 159 4 363 109 436	4 371 124 404	4 227 141 521	165 912	187 056	213 781
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設	1 159 4 363 109 436 5 845	4 371 124 404 4 923	4 227 141 521 4 574	165 912 4 043	187 056 2 572	213 781 2 496
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設	1 159 4 363 109 436 5 845 8 263	4 371 124 404 4 923 7 887	4 227 141 521 4 574 7 765	165 912 4 043 7 911	187 056 2 572 8 033	213 781 2 496 7 880
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム	1 159 4 363 109 436 5 845 8 263 556	4 371 124 404 4 923 7 887 573	4 227 141 521 4 574 7 765 573	165 912 4 043 7 911 493	187 056 2 572 8 033 440	213 781 2 496 7 880 400
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設	1 159 4 363 109 436 5 845 8 263	4 371 124 404 4 923 7 887	4 227 141 521 4 574 7 765	165 912 4 043 7 911	187 056 2 572 8 033	213 781 2 496 7 880
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム	1 159 4 363 109 436 5 845 8 263 556	4 371 124 404 4 923 7 887 573	4 227 141 521 4 574 7 765 573	165 912 4 043 7 911 493	187 056 2 572 8 033 440	213 781 2 496 7 880 400

注: 1) 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。 2) 定員を調査していない施設は掲載していない。

(単位:人)

各年10月1日現在

_(単位:人)					2	₹年10月1日現在
大 型 O 括 拓	平成15年	16	17	18	19	20
施 設 の 種 類	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
<del></del>	2 597 044	2 666 807	2 718 474	2 749 860	2 765 504	2 776 077
77						
保護施設	19 900	19 982	19 935	19 649	19 822	20 054
救護施設	16 957	16 940	16 969	17 018	17 307	17 317
更生施設	1 769	1 899	1 820	1 604	1 581	1 616
授産施設	666	651	631	582	559	565
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						
宿所提供施設	508	492	515	445	375	556
老人福祉施設	135 594	139 592	140 760	142 158	143 624	145 173
養護老人ホーム	63 833	63 913	63 287	62 563	62 406	62 075
養護老人ホーム(一般)	61 031	61 127	60 497	59 701	59 581	59 256
t tree to the tree						
養護老人ホーム(盲)	2 802	2 786	2 790	2 862	2 825	2 819
軽費老人ホーム	71 761	75 679	77 473	79 595	81 218	83 098
軽費老人ホーム A 型	13 388	13 296	13 153	12 827	12 622	12 <b>4</b> 57
軽費老人ホーム B型	1 221	1 168	1 080	1 053	995	959
軽費老人ホーム(ケアハウス)	57 152	61 215	63 240	65 715	67 601	69 682
障害者支援施設等				•	14 105	28 373
障害者支援施設					12 363	26 724
福祉ホーム			_	_	1 742	1 649
	F4 700	F0 040		FO 070		
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	54 739	56 319	57 507	58 276	49 085	39 872
肢体不自由者更生施設	4 623	4 285	4 103	3 949	3 118	2 115
視覚障害者更生施設	1 166	1 196	1 137	1 009	518	442
聴覚・言語障害者更生施設	100	89	91	100	54	47
内部障害者更生施設	327	326	328	315	296	249
身体障害者療護施設	25 689	26 447	26 885	27 679	25 564	21 732
身体障害者福祉ホーム	657	710	742	745	.	
	11 273	11 047	10 838	10 429	8 963	7 065
身体障害者入所授産施設						
身体障害者通所授産施設	7 490	7 928	8 260	8 381	6 425	5 178
身体障害者小規模通所授産施設	2 119	2 991	3 811	4 349	3 200	2 394
身体障害者福祉工場	1 295	1 300	1 312	1 320	947	650
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	175 407	182 649	188 646	196 683	175 971	151 983
知的障害者入所更生施設	92 734	93 343	93 938	95 252	87 264	76 627
知的障害者通所更生施設	15 811	16 840	17 895	19 413	16 924	13 850
知的障害者入所授産施設	14 191	13 872	13 508	13 927	12 522	10 695
知的障害者通所授産施設	43 727	48 280	52 015	56 912	52 255	45 449
知的障害者小規模通所授産施設	3 847	5 112	5 975	6 046	3 671	2 495
知的障害者通勤寮	2 808	2 762	2 761	2 632	2 441	2 271
知的障害者福祉ホーム	788	823	861	701		
					004	Ene
知的障害者福祉工場	1 501	1 617	1 693	1 800	894	596
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	17 749	20 977	23 899	25 270	19 194	15 564
精神障害者社会復帰施設	17 743	20 311	20 000	20 270	13 134	10 004
精神障害者生活訓練施設	4 024	4 225	4 343	4 400	3 980	3 332
精神障害者福祉ホーム	2 142	2 432	2 746	2 964	1 801	1 874
		2 402			' ' ' '	1 0/4
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)			1 148	1 021		
精神障害者福祉ホーム(B型)			1 598	1 943	1 801	1 874
精神障害者授産施設(入所)	617	650	690	685	536	443
精神障害者授産施設(通所)	5 940	6 373	7 191	7 698	5 760	4 794
精神障害者小規模通所授産施設	4 668	6 893	8 538	9 112	6 821	4 901
精神障害者福祉工場	358	404	391	411	296	220
婦人保護施設	705	639	669	585	615	569
児童福祉施設	2 121 144	2 164 040	2 191 996	2 192 088	2 207 034	2 213 149
	2 840	2 938	3 077			
1 乳児院				3 143	3 190	3 124
						40 007
母子生活支援施設 1)	11 740	11 608	11 224	10 822	10 588	10 367
					10 588 2 132 651	2 137 692
母子生活支援施設 1) 保育所	11 740 2 048 324	11 608 2 090 374	11 224 2 118 079	10 822 2 118 352	2 132 651	2 137 692
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設	11 740 2 048 324 30 014	11 608 2 090 374 30 597	11 224 2 118 079 30 830	10 822 2 118 352 30 764	2 132 651 30 846	2 137 692 30 695
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676	11 608 2 090 374 30 597 10 346	11 224 2 118 079 30 830 10 155	10 822 2 118 352 30 764 9 808	2 132 651 30 846 9 423	2 137 692 30 695 9 350
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設	11 740 2 048 324 30 014	11 608 2 090 374 30 597	11 224 2 118 079 30 830	10 822 2 118 352 30 764	2 132 651 30 846	2 137 692 30 695
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235	2 132 651 30 846 9 423 172	2 137 692 30 695 9 350 219
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 宣児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 難聴幼児通園施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 酸体不自由児施設 肢体不自由児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 知的原連勝少児通園施設 盲児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児通園施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793 228	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 対あ児施設 難聴幼児通園施設 膵域外自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児項護施設 度体不自由児療護施設 重症心身障害児施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793 228 10 489	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 英聴幼児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 のうあ児施設 難聴幼児通園施設 難体不不自由児児通園施設 肢体不不自由児児通園施設 肢体本不自由児児通護施設 技体本の身障害児施設 情緒障害児短親治療施設 情緒障害児短期治療施設 児童立支援施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030 1 828	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 のうあ児施設 難聴幼児通園施設 難体不不自由児児通園施設 肢体不不自由児児通園施設 肢体本不自由児児通護施設 技体本の身障害児施設 情緒障害児短親治療施設 情緒障害児短期治療施設 児童立支援施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910 1 872	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131 1 836	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151 1 889	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180 1 808
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自自用児通園施設 肢体不可自由児通園施設 肢体不可自由児通護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 情緒障害児短期治療施設 児童立支援施設 その他の社会福祉施設等	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840 1 714	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910 1 872 82 609	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 193 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030 1 828	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131 1 836	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151 1 889	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180 1 808
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児通園施設 肢体不可自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840 1 714 71 806 5 074	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910 1 872 82 609 4 300	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030 1 828 95 062 4 053	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131 1 836 115 151 3 496	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151 1 889	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180 1 808
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 充污办児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児殖園施設 肢体不自由児殖園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 情緒障害过支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840 1 714 71 806 5 074 6 820	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910 1 872 82 609 4 300 6 836	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030 1 828 95 062 4 053 6 654	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131 1 836 115 151 3 496 6 691	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151 1 889 136 054 2 201 6 958	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180 1 808 161 340 2 232 7 052
母子生活支援施設 1) 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自自児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 見電自立支援施設 その他の社会福祉施設等 授産施設	11 740 2 048 324 30 014 10 676 213 8 669 131 207 727 3 635 2 671 237 10 246 840 1 714 71 806 5 074	11 608 2 090 374 30 597 10 346 240 8 829 138 203 748 3 236 3 047 236 10 326 910 1 872 82 609 4 300	11 224 2 118 079 30 830 10 155 257 9 089 139 749 3 060 2 793 228 10 489 1 030 1 828 95 062 4 053	10 822 2 118 352 30 764 9 808 235 8 981 137 165 746 2 730 2 608 237 11 215 1 131 1 836 115 151 3 496	2 132 651 30 846 9 423 172 9 830 177 168 750 2 703 2 448 241 11 395 1 151 1 889	2 137 692 30 695 9 350 219 10 343 132 167 963 2 623 2 777 249 11 827 1 180 1 808

注: 1) 母子生活支援施設の在所者数は世帯人員数であり、在所者の総数に含まない。 2) 在所者数を調査していない施設は掲載していない。

(単位:人) 各年10月1日現在

(単位:人)					17.1	10月1日現在
施設の種類	平成15年	16	17	18	19	20
旭以り埋料	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
総数	699 076	718 726	739 181	757 580	764 229	782 681
保護施設	6 113	6 208	6 222	6 165	6 213	6 196
救護施設	5 649	5 725	5 744	5 741	5 815	5 766
更生施設	297	318	313	256	248	275
授産施設	128	126	124	128	118	115
宿所提供施設	38	40	41	40	32	40
旧州足区地区	00					
老人福祉施設	63 345	62 306	61 578	54 592	50 625	51 291
養護老人ホーム	19 619	19 714	19 419	18 487	17 538	17 581
養護老人ホーム(一般)	18 489	18 559	18 279	17 349	16 404	16 480
養護老人ホーム(盲)	1 129	1 155	1 140	1 138	1 134	1 100
軽費老人ホーム	14 021	15 134	15 260	16 762	17 070	18 319
軽費老人ホーム A 型	3 411	3 484	3 363	3 220	3 133	3 086
軽費老人ホーム B 型	122	118	114	123	119	120
軽費老人ホーム(ケアハウス)	10 489	11 532	11 783	13 419	13 818	15 113
		8 349	7 751			7 354
老人福祉センター	8 847			8 132	7 563	
老人福祉センター (特 A 型)	1 330	1 256	1 122	1 201	1 160	1 170
老人福祉センター(A型)	6 575	6 142	5 727	5 911	5 527	5 238
老人福祉センター(B型)	942	951	901	1 021	876	946
老人介護支援センター	20 859	19 108	19 148	11 211	8 453	8 038
障害者支援施設等					15 111	25 750
障害者支援施設					7 092	16 537
地域活動支援センター					7 694	8 887
福祉ホーム					325	327
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	29 860	30 757	31 086	30 851	26 202	21 635
肢体不自由者更生施設	2 590	2 411	2 538	2 219	1 512	1 068
視覚障害者更生施設	682	730	538	521	239	175
聴覚·言語障害者更生施設	116	109	32	33	35	34
	102	165	125	114	107	94
身体障害者療護施設	18 457	19 353	19 578	19 569	18 036	15 326
身体障害者福祉ホーム	155	153	144	149		
身体障害者入所授産施設	4 054	3 888	3 856	3 768	3 044	2 414
身体障害者通所授産施設	2 614	2 706	2 835	2 803	1 964	1 592
身体障害者小規模通所授産施設	588	772	977	1 151	843	632
身体障害者福祉工場	501	471	464	523	422	302
	70 007	00 010	04.000	04.004	70, 000	00 004
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	79 097	82 312	84 020	84 364	73 262	63 224
知的障害者デイサービスセンター	1 668	1 506	1 540	1 622	40.003	
知的障害者入所更生施設	47 703	48 794	48 981	48 393	43 831	38 460
知的障害者通所更生施設	6 492	6 934	7 218	7 512	6 360	5 213
知的障害者入所授産施設	6 031	5 892	5 835	5 805	5 121	4 459
知的障害者通所授産施設	14 791	16 384	17 429	18 002	16 108	13 638
知的障害者小規模通所授産施設	1 041	1 394	1 597	1 641	990	733
知的障害者通勤寮	732	691	666	643	555	528
知的障害者福祉ホーム	122	122	126	106	.	
知的障害者福祉工場	516	596	628	639	298	193
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による		_	_	_	_	_
精神障害者社会復帰施設	6 916	7 636	8 386	8 383	5 172	4 339
精神障害者生活訓練施設	1 921	1 927	2 063	2 062	1 826	1 619
精神障害者福祉ホーム	462	544	614	727	502	522
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)			196	190	-	
精神障害者福祉ホーム(B型)			418	537	502	522
精神障害者授産施設(入所)	252	252	246	252	197	160
精神障害者授産施設(通所)	1 583	1 732	1 883	1 929	1 487	1 212
精神障害者小規模通所授産施設	720	1 021	1 269	1 318	1 058	745
精神障害者福祉工場	126	145	142	139	102	80
精神障害者地域生活支援センター	1 852	2 015	2 169	1 958		
	. 002	_ 0.0	_ 100	. 000		

施	平成15年	16	17	18	19	20
他	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
身体障害者社会参加支援施設	7 463	6 976	6 611	6 620	3 315	3 342
身体障害者福祉センター	2 524	2 337	2 355	2 247	1 947	1 943
身体障害者福祉センター(A型)	629	574	593	595	578	545
身体障害者福祉センター(B型)	1 895	1 763	1 763	1 652	1 369	1 398
在宅障害者デイサービス施設 障害者更生センター	3 615 124	3 359 104	2 957 103	3 024 127	107	114
補装具製作施設	166	140	152	144	120	138
盲導犬訓練施設	106	114	119	128	150	160
点字図書館	569	573	561	604	597	578
点字出版施設	144	137	138	117	139	127
聴覚障害者情報提供施設	215	214	226	231	255	283
婦人保護施設	415	437	423	417	390	378
児童福祉施設	469 757	478 684	489 803	501 529	509 719	520 388
乳児院	3 485	3 511	3 594	3 755	3 831	3 861
母子生活支援施設	1 855	1 906	1 941	1 952	1 988	1 995
保育所	397 496	404 912	416 542	426 843	434 853	444 727
児童養護施設	13 329	13 853	14 069	14 280	14 641	14 892
知的障害児施設	7 639	7 461	7 191	7 187	6 600	6 498
自閉症児施設	507	521	522	518	270	311
知的障害児通園施設	4 421	4 534	4 629	4 417	4 592	4 654
盲児施設	169	146	143	159	137	130
ろうあ児施設	197	217	234	196	190	201
難聴幼児通園施設	326	301	307	297	310	289
肢体不自由児施設	5 018	4 927	4 584	4 462	4 674	4 055
肢体不自由児通園施設 	1 622 200	1 546 201	1 575 223	1 517	1 571	1 665 215
肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設	12 985	14 087	14 326	193 14 631	200 15 297	16 131
単症心牙障害先施設   情緒障害児短期治療施設	625	649	688	790	805	831
	1 749	1 749	1 769	1 793	1 799	1 825
九重日立文伝売版	118	133	148	154	177	186
九重な歴文版 ピング   児童館	17 070	17 082	17 319	17 592	17 785	17 922
小型児童館	8 995	8 998	9 167	9 258	9 182	9 167
児童センター	7 149	7 186	7 321	7 500	7 750	7 849
大型児童館A型	350	344	337	327	319	362
大型児童館B型	54	56	52	49	55	51
大型児童館C型	131	134	133	130	134	132
その他の児童館	391	364	310	328	345	360
児童遊園	945	953		794		
母子福祉施設	366	344	304	253	266	246
母子福祉センター	228	225	225	234	234	213
母子休養ホーム	137	119	79	20	32	33
その他の社会福祉施設等	35 745	43 067	50 748	64 406	73 954	85 893
授産施設	1 100	964	922	847	456	438
宿所提供施設	574	811	784	610	711	728
盲人ホーム	63	65	52	54	49	47
<b>隣保館</b>	3 614	3 439	3 289	3 252	3 112	3 009
へき地保健福祉館	45	41	64	69	50	44
へき地保育所	3 088	2 825	2 628	2 536	2 386	2 261
地域福祉センター	3 191	2 733	2 641	3 362	2 706	2 445
老人憩の家	2 670	2 444	2 349	2 391	2 252	2 168
老人休養ホーム	720	634	494	418	412	432
有料老人ホーム	20 683	29 112	37 526	50 868	61 819	74 321

注: 従事者数を調査していない施設は掲載していない。

## 用語の定義

#### 1 障害者自立支援法による障害者支援施設等について

(2) ~ (4) については、障害者自立支援法において、平成 24 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日の前日までに限り、旧法(身体障害者福祉法等)の施設として継続することができる。

- (1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等
  - ① 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。(のぞみの園を含む。)

② 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。

③ 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便 宜を供与する施設。

- (2) 旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
  - ① 肢体不自由者更生施設

肢体不自由者を入所又は通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設。

② 視覚障害者更生施設

視覚障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える施設。

③ 聴覚・言語障害者更生施設

聴覚・言語障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な指導及び訓練を与える施設。

④ 内部障害者更生施設

内臓の機能に障害のある者を入所又は通所させて、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

⑤ 身体障害者療護施設

身体障害者であって常時の介護を必要とする者を入所させて、治療及び養護を行う施設。

⑥ 身体障害者入所授産施設

身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所又は通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる施設。

(7) 身体障害者通所授産施設

身体障害者であって、雇用されることの困難な者等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる施設。

⑧ 身体障害者小規模通所授産施設

身体障害者授産施設のうち、通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

⑨ 身体障害者福祉工場

重度の身体障害者で作業能力はあるが、職場の設備、構造、通勤時の交通事情等のため、一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、生活指導と健康管理の下に健全な社会生活を営ませる施設。

- (3) 旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設
  - ① 知的障害者入所更生施設

18 歳以上の知的障害者を入所又は通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

② 知的障害者通所更生施設

18歳以上の知的障害者を通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

③ 知的障害者入所授産施設

18 歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所または通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。

④ 知的障害者通所授産施設

18 歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。

⑤ 知的障害者小規模通所授產施設

知的障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

⑥ 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行う施設。

(7) 知的障害者福祉工場

知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進する施設。

- (4) 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
  - ① 精神障害者生活訓練施設

精神障害のため家庭で日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、社会復帰の促進を図る施設。

② 精神障害者福祉ホーム (B型)

住居を求めている症状が相当程度改善している精神障害者に対し、社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰と自立の促進を図る施設。

③ 精神障害者授産施設(入所、通所)

雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で必要な訓練を行い、職業を与えることにより、社会復帰の促進を図る施設。

④ 精神障害者小規模通所授産施設

精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。

(5) 精神障害者福祉工場

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設。

(5) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター(A型、B型)

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設。

A型:身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型:身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

② 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設。

③ 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設。

④ 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設。

⑤ 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設。

⑥ 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設。

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行うほか、手話通訳者の派遣、相談等を行う施設。

#### (6) 障害者自立支援法による障害福祉サービス等の種類

居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その 他の生活全般にわたる援助を行う。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、 洗濯及び掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中 の介護を総合的に行う。

③ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護 その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

④ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

⑤ 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び

掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供 その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

#### ⑥ 児童デイサービス

障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

### ⑦ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、 児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

#### ⑧ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援(通所によるものに限る。)を包括的に提供する。

#### ⑨ 相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び指定 障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与するとともに、支給決定障害者等のサービス利用 計画を作成し、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業 者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与する。

#### ⑩ 共同生活介護

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入 浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関と の連絡その他の必要な日常生活の世話を行う。

#### ① 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

## ① 自立訓練 (機能訓練)

身体障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、 作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

#### (13) 自立訓練(生活訓練)

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して 行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その 他の必要な支援を行う。

#### 4 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、 求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

#### (15) 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を

行う。

## ⑩ 就労継続支援 (B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

### 2 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。

### 3 経営主体の区分(施設票)

経営主体の公営・私営区分は以下の分類による。

公営	国 都道府県 指定都市 中核市 その他の市・町村 一部事務組合・広域連合
私営	社会福祉事業団 社会福祉事業団以外の社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 学校法人 宗教法人 公益法人である社団 公益法人である財団 特定非営利活動法人 (NPO) 営利法人 (会社) その他の法人 個人